

開発許可等の申請手数料

※さいたま市都市計画関係事務手数料条例（平成13年条例第72号）による

平成25年8月1日より施行

1 開発行為許可申請手数料（都市計画法第29条）

申請事項 開発区域の面積	予定建築物等が自己の 居住の用に供されるも の（自己居住用）	予定建築物等が自己 の業務の用に供され るもの（自己業務用）	そ の 他 （非自己用）
0.1ha 未満	10,000円	20,000円	92,000円
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	23,000円	46,000円	140,000円
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	46,000円	100,000円	200,000円
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	92,000円	185,000円	280,000円
1.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	140,000円	308,000円	420,000円
3.0ha 以上 ～ 6.0ha 未満	180,000円	415,000円	550,000円
6.0ha 以上 ～10.0ha 未満	240,000円	521,000円	710,000円
10.0ha 以上	320,000円	737,000円	940,000円

※さいたま市開発審査会基準（個別付議基準）により、さいたま市開発審査会に付議するものは、上記表に規定する額に、50,000円を加えた額

2 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2）

次の(1), (2), (3)の合算額（ただし、940,000円を超えない範囲とする。）

- (1) 設計の変更 開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の1/10
- (2) 開発区域の増加の変更 新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額
- (3) その他の変更 10,000円

※その他の変更には、ア 予定建築物の用途の変更、イ 資金計画の変更、ウ 工事施行者の変更等があります。

3 建築行為等許可申請手数料（法第43条）

敷地面積	手数料
0.1ha 未満	7,800円
0.1ha 以上 ～ 0.3ha 未満	19,000円
0.3ha 以上 ～ 0.6ha 未満	42,000円
0.6ha 以上 ～ 1.0ha 未満	74,000円
1.0ha 以上	104,000円

※さいたま市開発審査会基準（個別付議基準）により、さいたま市開発審査会に付議するものは、左表に規定する額に、50,000円を加えた額

4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項）

28,000円

5 開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料（法第45条）

開発行為の目的	手数料
自己居住用または自己業務用の開発区域面積が1ha 未満	2,000円
自己業務用の開発区域面積が1ha 以上	3,000円
その他（非自己用）	19,000円

6 開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき

500円

7 適合証明書の交付申請手数料（法施行規則第60条）

- (1) 建築計画が法第29条, 35条の2, 42条, 43条の許可を受けたもの 3,000円
- (2) 上記条項の許可を要さないもの 7,000円